

記入例

一級

正副

←正本一部、副本一部提出

二級

建築士事務所登録申請書

木造

※手数料欄

[記 入 注 意]

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印省略することができます。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

・一級：1万5千円
 ・二級：木造：1万円
振り込み（銀行）
現金
 手数料振り込みの場合は払込み控えは裏面に貼付

一級

二級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は木造

事実と相違ありません。

支店長等を代表者とする場合は、業務執行権が商業登記簿で確認できる者とする↓

平成27年6月25日

↑有効期間の30日前までに登録申請書を提出(更新時) 登録申請者氏名 株式会社 島根県設計

代表取締役 島根 一郎 印

島根県指定事務所登録機関

↑記名押印又は自署による署名

(一社)島根県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所	ふり名	がな称	しまねけんせつけい いっきゅうけんちくしむしよ 島根県設計 一級建築士事務所		←ふりがなを忘れずに。建築士事務所と認識できない名称は避けること					
	所在地	〒690-8501 島根県 松江市 殿町 大字 1 番地 郡 村 電話 (0852) 22 - 5219 FAX (0852) 22 - 5218								
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級 建築士事務所								
登録申請者	個人 あるとき	ふり氏	がな名	申請者が個人の場合記入		建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/>	二級建築士 <input type="checkbox"/>	木造建築士 <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>
		住所	申請者が個人の場合記入			↑該当項目にチェック (申請者が個人の場合)				
管理する建築士事務所を	法人 あるとき	ふり名	がな称	かぶしきがいしゃ しまねけんせつけい 株式会社 島根県設計						
		事務所所在地	〒690-8501 島根県 松江市 殿町 大字 1 番地 郡 村 電話 (0852) 22 - 5219 FAX (0852) 22 - 5218							
		ふり氏	がな名	島根 次郎	登録番号	第12345号				
現登録年月日	及	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	一級建築士の場合記入不要				
		管理建築士講習を修了した年月日	平成 20年 12月 3日	修了証番号	第000B-100000T号					
新規更新 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	※登録年月日及び登録番号	平成 年 月 日			島根県知事登録 第(2)12345号	※審査	記入不要			
		島根県知事登録 第()号			新規の場合記入不要					

該当する箇所にチェックを入れる

記入不要

記入不要

役員名簿

〔記入注意〕

- この書類は、申請書が法人である場合にのみ提出してください
- 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	性別	役職	生年月日
しまね いちろう 島根 一郎	男	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 41年 1月 1日
しまね じろう 島根 次郎	男	取締役	明治・大正 昭和・平成 42年 2月 2日
しまね さぶろう 島根 三郎	男	取締役	明治・大正 昭和・平成 43年 3月 3日
しまね しろう 島根 史郎	男	取締役	明治・大正 昭和・平成 44年 4月 4日
しまね ごろう 島根 五郎	男	取締役	明治・大正 昭和・平成 45年 5月 5日
しまね たろう 島根 太郎	男	監査役	明治・大正 昭和・平成 46年 6月 6日
	男		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
ふりがなを忘れずに記入する事	男		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

□ 1枚に収まらない場合は備考の
有にチェックをして複数枚に分けて
全員の氏名を記載する事

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
島根 次郎	一級建築士	第 12345 号	島根県	構造一級建築士	6789 番
島根 三郎	二級建築士	第 1234 号			
計					一級建築士 1名 二級建築士 1名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 1名 設備設計一級建築士 名

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

←該当する部分がわかるように記入

〔記入注意〕

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		島根 一郎 印 ←本人印		生年月日	昭和 30 年 1 月 1 日
建 築 士 の 資 格		一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input checked="" type="checkbox"/>	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・終了・中退の別	
	昭和 53 年 3 月 25 日	島根経済大学経済学部		卒業	
期 間		勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
年 月 ~ 年 月					
職 歴	平成 23 年 5 月 20 日 現在	同 社		代表取締役	
	平成 16 年 10 月 1 日	同 社		代表取締役就任	
	平成 11 年 8 月 1 日	(株)島根県設計入社		営業部長	
	平成 11 年 6 月 6 日	同 社 退 職		営業課長	
	昭和 53 年 4 月 1 日	(有)島根建コンサルタント入社		営業担当職員	

期間：空白の期間が無いように記入
(建築に無関係の職種、無職期間についても記入)

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

←該当する部分がわかるように記入

〔記入注意〕

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		島根 次郎 印 ←本人印	生年月日	昭和 43 年 7 月 7 日
建 築 士 の 資 格		一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録番号	第 12345 号
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・終了・中退の別
	平成 2 年 3 月 2 4 日	島根総合大学工学部建築科		卒業
		期間：空白の期間が無いように記入 (建築に無関係の職種、無職期間についても記入)		
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位 ・ 職 名
	年 月 ~ 年 月			
	平成 2 3 年 5 月 2 0 日 現在	同 社		管理建築士、専務取締役
	平成 1 8 年 4 月 1 日	同 社		管理建築士、専務取締役就任
平成 2 年 4 月 1 日	(株)島根県設計 入社		設計担当職員	

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法廷代理人
が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者法人である場合における当該法人の
役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 27 年 6 月 25 日

↑申請年月日と整合させる

↓法人の場合、法人名称、代表者の役職、氏名を記入

株式会社 島根県設計

登録申請者氏名または名称 代表取締役 島根 一郎 印

（署 名）

自署で署名した場合は不要↑

島根県指定事務所登録機関

（一社）島根県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

附近見取り図

(下欄記入上の注意に基づき記入)

(記入上の注意)

附近見取り図に明示すべき事項

方位、道路及び目標となる地物

建築士事務所の外部写真

(外部から事務所全景の写真を撮影する)

建築士事務所の外部写真（標識に記載されている管理建築士、有効期間が判別できるもの）

(新規の場合は標識設置予定箇所を撮影する)

(更新の場合、下記の事に注意し、撮影する)

↓

- 標識記入内容に漏れや誤りが無いように
- 標識の文字が見えるように
- 公衆の見やすい場所に掲示してあるか確認できるように

↓ 標識記入内容

- 登録された建築士事務所の名称
- 登録された建築士事務所の級別・登録番号
- 開設者の氏名（法人の場合は法人の名称及び代表者の役職氏名）
- 管理建築士の級別、氏名
- 登録の有効期間（注：平成19年12月20日から記載が必要となっている）
- 標識の寸法（たて25cm以上×よこ40cm以上）

建築士事務所の内部写真（2面）

(設計等業務を行う室の全景の写真を撮影する)
例：事務所フロア全体の写真

(設計等業務を行う室の状況を撮影する)
例：事務機の写真

新規の時はこちらに記載

建築士事務所の装備申告書

該当する項目に「○印」を記入

区分	新規登録の場合	装備状況	登録更新の場合	装備状況	左記以外に必要なと認められる装備	装備状況
1 事務室等	① 建築士事務所標識の掲示スペース		① 建築士事務所標識の掲示	○		
	② 管理建築士の建築士免許証の掲示		② 管理建築士の建築士免許証、建築士事務所登録通知書の掲示	○		
2 書類等	① 建築関係法令書 (建築基準法、建築士法、都市計画法、消防法と政令、省令、条例、細則等)		① 同左	○	※ ① 構造計算規準、同解説	○
	② 工事標準仕様書・同解説 (建築、機械、電気)		② 同左	○	② 建築設計資料関係図書 (用途別設計企画例等)	○
	③ 主要業務地の都市計画図		③ 同左	○	※ ③ 建築関係 JIS 要覧	○
	④ 業務報酬基準 (H.21.1.7 国土交通省告示第15号)		④ 同左	○	④ 積算関係資料 (物価、歩掛)	○
	⑤ 主要業務地の住宅地図		⑤ 同左	○	⑤ 主要業務地地図 (1/2500~1/5000)	○
3 記録等	① 業務台帳 (契約内容、従事建築士氏名、委託業務等)		① 同左(記入保存)	○	① 工事写真帳	
	② 設計図書		② 同左(記入保存)	○		
	③ 契約書・委託書		③ 同左(記入保存)	○		
	④ 業務規準及び約款		④ 同左	○		
	⑤ 設計記録台帳 (依頼内容・条件、打合せ・説明・確認事項)		⑤ 同左(記入保存)	○		
	⑥ 工事監理計画書		⑥ 同左(記入保存)	○		○
	⑦ 工事監理日誌		⑦ 同左(記入保存)	○		
	⑧ 工事監理(指導監督)報告書		⑧ 同左(記入保存)	○		
	⑨ 業務実績等の閲覧書類		⑨ 同左(記入保存)	○		
	⑩ 所属建築士名簿及び経歴書		⑩ 同左	○		
	⑪ 給与簿		⑪ 同左(記入保存)	○		
	⑫ 出勤簿		⑫ 同左(記入保存)	○		
	⑬ 重要事項説明書		⑬ 同左(記入保存)	○		
4 その他						

1. 木造建築士事務所の場合は、※の装備を省略してもよい。
2. 3記録等のうち、①業務台帳、②設計図書、⑧工事監理報告書の法定保存期間は15年間、⑨の閲覧期間は3年間
3. 装備している場合は装備状況欄に○を付すこと。
4. 1事務室等の①、3記録等の①②⑧⑨⑬は必ず装備を要する。

確 約 書

- 「管理建築士のための指定講習会」の受講証明書が添付できないときはこの確約書を添付する
- 管理建築士が5年以内に管理建築士資格講習を修了していれば確約書添付不要

私は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県建築士事務所指導要綱第4条に定める指定講習を受講します。

平成27年 6月25日

管理建築士 住所 島根県松江市殿町1234
氏名 島根 次郎 印

建築士事務所の開設者及び当該建築士事務所に所属する建築士(以下「所属建築士」という。)は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県知事の指定する講習(以下「指定講習」という。)の受講に努めなければならない。

【このほかに登録申請書に添付する書類】

- 定款（目的事項として建築物の設計等を行うことを明確に記載してあること）
※申請者が個人の時は不要
- 島根県知事が指定する管理建築士のための指定講習会の受講証明書
（登録申請を5年以内にうけたものに限る）
- 管理建築士が受講した法第二十四条第二項に規定する講習
（管理建築士資格講習）修了証の写し
- 登録申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本又は登記事項全部証明書
（目的事項として建築物の設計等を行うことを明確に記載してあること）
（申請前3ヶ月以内のものに限る）
- 管理建築士の建築士免許証の写し
- 所属建築士の建築士免許証の写し
（新規のときのみ、更新時は不要）
- 建築士住所等の届出
（新規のとき又は建築士の住所、勤務先等に変更があるとき）